

埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する低入札価格調査制度を適用する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札について、低入札価格調査における落札者（埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱における落札候補者を含む。以下同じ。）を決定するために必要な事項を定め、もって品質の低下を未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 低入札価格調査 地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- 二 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- 三 失格基準価格 第一号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格をいう。
- 四 数値的判断基準 別表3に掲げる③から④の各項目の額の計上が適切ではなく、第一号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準をいう。
- 五 低入札価格調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。
- 六 低価格入札者 低入札価格調査対象者のうち、第10条及び第11条に該当しない者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち適用されるガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。
- 七 第1順位者 低価格入札者のうち最低価格入札者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、適用されるガイドラインによる評価値が最も高い者をいう。
- 八 失格 第一号に掲げる地方自治法施行令の規定により落札者としなないことをいう。
- 九 決裁権者 財務規則別表第2の決裁区分による決裁権者をいう。
- 十 資格審査委員会 入札参加資格審査委員会又は業者選定委員会等をい

う。

十一 所管部局長等 資格審査委員会が設置されている部局の長あるいは発注機関の長をいう。

十二 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

十三 上限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける10分の9及び同条第二号における10分の9をいう。

十四 下限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける3分の2及び同条第1項第二号における3分の2をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、次の各号に定める競争入札とする。

- 一 政府調達に関する協定(WTO)の対象となる入札
- 二 土木関係の建設コンサルタント業務における総合評価方式による入札

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、次の各号により定めるものとする。

一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。

二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。

三 算出に当たっては、第一号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、次の各号により定めるものとする。

一 予定価格算出の基礎となった別表2に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合、又は別表2を適用できない場合は予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。

二 第4条第1項第一号のただし書きの規定により調査基準価格を定めた

場合は、その上限値又は下限値の額を調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算定式により求めた額の割合（小数点以下第3位を四捨五入）で按分して求めた額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。

三 第4条第1項第二号の規定により調査基準価格を定めた場合は、第一号及び第二号にかかわらず、調査基準価格を下回る範囲で、決裁権者が定める額とする。ただし、その額は予定価格に10分の6.5を乗じて得た額を下回らない額とする。

四 算出に当たっては、別表2に掲げる①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

五 第二号による算出に当たっては、それぞれ税抜きの千円未満の端数を切り捨てた額で割合を算出し、按分して求めた額の千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第二号のただし書きの規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

2 第1項の規定は、特殊性の高い設計委託など、決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

（数値的判断基準の設定）

第6条 数値的判断基準は、次の各号により定めるものとする。

一 予定価格算出の基礎となった別表3に掲げる③から④のそれぞれの額とする。

二 第5条第1項第一号ただし書きの規定により失格基準価格を定めた場合は、別表3に掲げる③から④のそれぞれの額に失格基準価格の算出式により求めた額に対する第5条第1項第一号ただし書きの規定により定めた額の割合（小数点以下第3位を切り捨て）を乗じた額とする。

三 第5条第1項第二号の規定により失格基準価格を定めた場合は、別表3に掲げる③から④のそれぞれの額に失格基準価格の算出式により求めた額に対する第5条第1項第二号の規定により定めた額の割合（小数点以下第3位を切り捨て）を乗じた額とする。

四 第一号、第二号及び第三号によって算出された額は、千円未満の端数は切り捨てた額とする。

2 第4条第1項第二号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、数値的判断基準は設けない。

3 決裁権者が数値的判断基準を設けることが適当でないと判断するものについ

ては設けないことができる。

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第7条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

2 予定価格調書には、第1項に定める調査基準価格のほかに、「失格基準価格」についても調査基準価格と同様に記載するものとする。ただし、第5条第2項の規定により、失格基準価格を設けない場合は、この限りではない。

(入札参加者への周知)

第8条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- 三 数値的判断基準を設定しない場合は、設定がないこと。
- 四 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- 五 数値的判断基準の額を下回る場合は、失格となること。
- 六 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査を実施したうえで、落札者とするか否かを決定すること。
- 七 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。
- 八 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- 九 落札者の決定方法に関すること。
- 十 第17条に定める「低入札価格調査を経て契約する業務委託」に関する事項。

(落札者決定の保留)

第9条 入札の結果、低入札価格調査対象者がいるときは、落札者の決定を保留する。

(失格基準価格による判定)

第10条 低入札価格調査対象者のうち、第5条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(数値的判断基準による判定)

第11条 低入札価格調査対象者のうち、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者が入札時に提出した入札金額見積内訳書において、その他原価、一般管理費等の額が、数値的判断基準である第6条第1項第一号の規定により定めた別表3に掲げる③から④のいずれかの額を下回る場合は、失格とする。

(低価格入札者に対する調査)

第12条 発注機関の長は、第1順位者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては、調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低価格入札者に対し調査を並行して実施できるものとする。

(低価格入札者に対する調査の実施)

第13条 発注機関の長は、低価格入札者に対し、次の各号に定める事項について、確認するための調査を実施するものとする。なお、確認資料等は別表4に示されたものを標準とする。

- 一 低入札価格調査を経て契約する業務委託に対する諸条件に関すること
 - ア 管理技術者の配置計画
 - イ 設計図書において照査を定めた場合は、落札者の照査に代えて、落札者とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）の確約
 - 二 入札金額の決定理由
 - 三 入札金額見積内訳書の内容
 - 四 配置予定技術者の具体的体制及びその経歴
 - 五 現在の受託業務の状況及び配置予定の技術者の状況
 - 六 過去に受注した類似業務の状況
 - 七 再委託代金の支払状況
 - 八 その他必要な事項
- 2 発注機関の長は、調査実施の際、低価格入札者に対し、前項に定める確認資料等又は低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（以下「調査確認資料等」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 低価格入札者に対する調査の実施については、低価格入札者に対する調査実施を通知した日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。
- 4 発注機関の長は、調査の結果を所管部局長等に報告するものとする。

(低価格入札者に対する調査の期間)

第14条 低価格入札者に対する調査の実施に当たっては、原則として前条第3項の通知日の翌日から起算して14日以内に低価格入札者を落札者とするか否かを決定し通知するものとする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

(低価格入札者を失格とするか否かの決定)

- 第15条 所管部局長等は、第13条の低入札価格調査に係る報告を受けたときは、その結果を資格審査委員会に諮り、失格とするか否かを決定し、その旨を発注機関の長に通知するものとする。ただし、低価格入札者が低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書を提出した場合は、資格審査委員会に諮らず、失格とする。
- 2 第1項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定は行わないことができる。

(相手方への通知)

第16条 第11条又は第15条により失格とした場合、発注機関の長は、失格とした者に落札者としめない旨を文書により通知するものとする。

(低入札価格調査を経て契約する設計委託に対する諸条件の設定)

第17条 低入札価格調査を経て契約を締結する設計委託にあつては、次の各号を適用するものとする。

- 一 管理技術者（技術管理者）は専任で配置させること。なお、配置する管理技術者（技術管理者）は、入札公告日又は指名通知日において、落札者となるものと直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 二 設計図書において照査を定めた場合は、第三者照査を実施させること。なお、第三者照査は、落札者の費用負担において、再委託として行うこと。
- 三 発注機関の長は、重点的な監督や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化すること。

(第三者照査の資格等)

第18条 第三者照査を行う者としては、次の各号を全て満たすものとする。ただし、やむを得ないと発注機関の長が認めるものに限り、第四号及び第五号の規定は適用しないことができる。

- 一 地方自治法施行令第167条の4又は同第167条の11の規定に該当しない者であること。
- 二 埼玉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載された入札参加資格者であつて、法人であること。
- 三 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱による入札参加停止を受けていないこと。
- 四 第三者照査を行う者と落札者との関係は、資本関係又は人的関係がある者同士ではないこと。
- 五 過去5年度以内に落札者と第三者照査を依頼した者や依頼された者でないこと。
- 六 契約対象業務と同種の業務を、国、地方公共団体その他の公共的団体から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、この入札が執行された日の属する年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。
- 七 設計図書や入札公告等において照査技術者の資格要件を定めた場合は、第三者照査の照査技術者に同等の資格があること。

(調査結果の報告)

第19条 発注機関の長は、第15条の資格審査委員会の結果について総務部契約局長に報告するものとする。

(要領の公表)

第20条 この要領は、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月20日から施行する。
- 2 平成23年12月21日以前の建設工事に係る設計・調査・測量に係る低入札価格調査制度に関する通知は平成24年1月19日限り廃止する。ただし、各部局独自の定めに係るものはこの限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、平成24年1月19日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年9月29日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項第一号関連)

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-----------------------|---------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |
| ※ 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 |
| ※ 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注 2 複数の業種を一括して発注する場合の第 4 条第 1 項第一号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注 3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。

別表 2（第 5 条第 1 項第一号関連）

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 直接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | その他原価の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 |

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

別表 3（第 6 条第 1 項第一号関連）

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---|---|--------------------------|-----------------------------|
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | — | — | その他原価の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 2.5 を乗じて得た額 |

別表 4 (第 13 条関連)

| 調 査 事 項 | 確 認 資 料 |
|-------------------------|--|
| 低入札価格調査を経て契約する業務に対する諸条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任の管理技術者を配置 ・ 第三者照査の確約 |
| 入札金額の決定理由 | 入札金額の決定理由 数値的根拠 |
| 入札金額見積内訳書の内容 | 入札金額見積内訳書 代価表 など |
| 配置予定技術者の具体的体制及びその経歴 | 次の資料を含む業務計画書を提出させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 |
| | 管理技術者（技術管理者）の専任の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査時点で、他の業務に従事している場合には、本業務の履行に支障がないことを証する業務工程表などの資料 |
| | 配置予定の技術者の経歴 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の技術者の経歴、同種業務への従事実績、現在の従事業務を確認 |
| 現在の受託業務の状況及び配置予定の技術者の状況 | 各受託業務の業務工程表を確認 |
| | 各業務の人員体制を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務の中間打合せ前や成果品納入前の時期（業務繁忙期）でも当該入札に係る業務委託の進捗が確保されるような人員体制となっているかを確認 |
| 過去に受注した類似業務の状況 | 契約書、仕様書、テクリスカルテ、成績評定通知など添付 |
| 再委託代金の支払状況 | 再委託者（協力者）に対する過去の支払状況、過去の（同種）業務に係る再委託契約書及び契約約款、支払を証する書類など |
| その他必要な事項 | その他必要と判断される資料 |